

国立療養所多磨全生園の土地を地方公共団体  
又は地域住民等の利用に供するための指針に  
基づく保育所整備・運営事業者公募の公示

次のとおり、公募について公示します。

平成22年12月14日

契約担当官  
国立療養所多磨全生園  
園長 松谷 有希雄

## 1. 事業名

国立療養所多磨全生園（以下「全生園」という。）の土地を利用した保育所の運営事業

## 2. 事業概要

全生園が土地を貸付し、土地を借り受ける事業者自らが認可保育所を建築、整備のうえ運営の一切を行うものである。

## 3. 事業期間及び土地の貸付期間

事業期間及び土地の貸付期間は、貸付開始日より20年とする。

## 4. 参加する者に必要な資格

- (1) 全生園の指針と東村山市の保育行政をよく理解し、事業を遂行できる十分な資力、信用を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、非保佐人又は補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

## 5. 貸付地

所在地：東京都東村山市青葉町4-1-1  
面積：約2,000㎡の内必要と認める面積

## 6. 公募に係る説明会

本件公募の説明会を以下のとおり開催する。

- (1) 日時：平成22年12月22日（水）10時00分～
- (2) 場所：国立療養所多磨全生園 第2会議室

## 7. 応募方法

事業実施希望者は、別に配布する「国立療養所多磨全生園の土地を地方公共団体又は地域住民等の利用に供するための指針に基づく保育所整備・運営事業者公募要項」（以下「要項」という。）に基づき、関係書類を添えて応募申込書を提出すること。

## 8. 選定方法

### (1) 選定方法

提出された応募申込書の内容を、全生園審査委員会が審査のうえ、最も優れた利用予定者（候補者）一人を選定し、全生園入所者の意見を聴く。  
その後、関係法令に基づく協議、承認申請等を踏まえ、最終的に審査結果及び国立療養所多磨全生園長の意見書を厚生労働大臣あて送付し、厚生労働大臣が審査のうえ決定する。

## (2) 審査項目

以下の事項を重視して審査を行う。

- ① 組織運営に関すること（法令上の基準に基づく適切な運営組織、全生園の指針及び本事業内容についての理解と熱意、過去の指導検査等の状況等）
- ② 財政運営に関すること（運営資金の確実性、財政状況及び収支状況等）
- ③ 事業運営に関すること（最低基準その他の要件を満たしていること等）
- ④ 事業計画に関すること（事業計画や過去の実績等を総合的に勘案して、安定的な事業運営が図られ、質の高いサービスが継続して提供されると判断されること等）
- ⑤ 全生園入所者との交流に関すること（全生園行事への参加実績及び交流に関する具体的な考えについて等）

## 9. 手続き等にかかる担当部署等について

〒189-8550  
東京都東村山市青葉町4-1-1  
国立療養所多磨全生園 事務部会計課  
電話：042-395-1101（内線2230）  
FAX：042-394-2410  
担当者：会計課長

## 10. 要項の交付期間及び場所

### ア 交付期間

平成22年12月14日から平成23年1月13日  
ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。

### イ 交付場所

9に同じ。

## 11. 応募申込書の提出期限、場所及び方法

### ①提出期限

平成23年1月13日 17時15分（必着）

### ②提出場所及び方法

9に同じ。持参又は郵送による。

## 12. 質疑及び回答

### ①質疑の方法

応募申込書の記載方法等、その他質疑がある場合には、質疑の内容を「要項」にある「質問票」に記載のうえ、郵送又はFAXにて全生園担当者あて送付すること。  
電話、口頭による質問は受付ない。

### ②回答方法

全ての質疑及び回答を、随時、全生園の掲示板及びホームページで公表する。

### ③提出期間

平成22年12月14日から平成23年1月7日  
ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。

## 13. 選考結果の通知

選考結果については全生園の審査が終了次第、速やかに文書をもって通知する。